



北区パブリックコメント（区民意見公募手続）

City of Kita

実施状況一覧

実施予定

意見募集中

意見集約中

区の見解

制度の概要

手続の流れ

[パブリックコメント](#)>>[区の見解](#)>>[\(仮称\)東京都北区環境基本条例骨子\(案\)](#)>>[\(仮称\)東京都北区環境基本条例骨子\(案\)](#)

(仮称)東京都北区環境基本条例骨子(案)

条例の考え方

目的

環境保全を推進し、現在及び将来の区民の健康で快適な生活を確保する条例の目的を規定します。

基本理念

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての人々が自主的かつ積極的に環境保全に取り組み、地球環境問題に貢献し、かつ、区、区民、事業者、環境活動を行うNPOやボランティア団体など（以下「民間団体」という。）（以下、これらを各主体という）が協働して環境保全に取り組む基本理念を掲げます。

各主体の責務

各主体の責務を明確にし、各主体が協働して環境保全に努めることを規定します。

年次報告

環境施策の実施状況報告書の定期的な作成と公表について規定します。

[>>このページの先頭へ戻る](#)

環境の保全に関する基本的施策等について

施策の策定等に当たっての環境優先の理念について

施策の策定等に当たっての環境優先の理念

施策の策定等に当たり、環境保全を優先する理念を掲げます。

環境基本計画について

環境基本計画

環境基本計画の策定を条例に位置づけます。

区が講ずる環境の保全のための施策等について

環境基本計画との整合

環境に影響を及ぼす施策の策定や実施の際の環境基本計画との整合について規定します。

新規事業の環境配慮

事業の計画段階で環境保全について適切な配慮をすることを規定します。

地球規模の環境の保全

循環型社会の形成や地球規模の環境保全に努めることを規定します。

公共施設の整備と活用

公共施設の整備と活用の際に、環境保全に必要な措置を講ずる旨を規定します。

環境教育・学習の推進

環境教育・学習を推進することを規定します。

区民等の活動促進

区民・事業者・民間団体が自発的に行う環境保全活動を促進することを規定します。

誘導的措置

区民・事業者・民間団体が環境への負荷を低減するよう誘導するための助成などについて規定します。

情報収集・提供

環境情報の収集・提供について規定します。

区民等の意見の反映

区民・事業者・民間団体の意見を施策に反映するために必要な措置を講ずることを規定します。

調査の実施

環境に関する調査の実施について規定します。

監視等の体制の整備

環境の現状把握、施策の推進のための監視等の体制整備について規定します。

財政上の措置

必要な財政上の措置について規定します。

国、都及び他の地方公共団体との協力等について

国、都及び他の地方公共団体との協力

国、都及び他の地方公共団体との協力について規定します。

国際的な協力

地球環境の保全のため、国際協力に努める旨を規定します。

協働の組織整備

区民・事業者・民間団体との協働で環境保全に取り組むための組織の整備について規定します。

環境審議会

環境基本計画等の策定、推進、改定や環境の保全に関する基本的事項について審議する環境審議会の設置について規定します。

[>>このページの先頭へ戻る](#)

[>\(仮称\)東京都北区環境基本条例骨子\(案\)パブリックコメントのページへ戻る](#)

東京都北区環境課環境推進係
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
電話 03-3908-8603 | FAX 03-3906-8474

個人情報の取り扱い |
©2004 City of Kita. All rights reserved.

